

介護福祉士学校(法第40条第2項第1・2・3号)自己点検表

自己点検実施日：令和 5 年 4 月 27 日

学校名： ウェルテック専門学校広島校 学科名：介護福祉学科 修業年限： 2 年

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否
1 設置主体 指針別添2-I-1	① 学校の場合 国立大学法人、地方公共団体及び学校法人を原則とする。			■寄付行為又は定款	適
2 校地・校舎 指針別添2 I-2-(1)~(3)	① 校地及び校舎等建物は、原則として設置者が所有するものであること。 ② 概ね20年以上にわたって使用できる場合であって、次の要件を満たす場合は、借地又は借家でもよいこと。 ア 賃貸借契約が締結されていること イ 校地について地上権又は賃借権、校舎等建物について賃借権の登記がなされていること(公用地はこの限りではない)			■登記簿謄本 ■賃貸借契約書 ■登記簿謄本	適 適 適
3 施設設備 指針別添2 I-2-(4)~(12)					
(1) 普通教室 ・教室数 ・面積	① 同時に授業を行う学級数以上を有すること。 ② 一教室の面積は、同時に授業を受ける学生等数×1.65㎡以上(内法による測定)であること。		第5条第11号		適 適
(2) 介護実習室 ・専らベッドを用いる実習室 ・和室	○ ベッド数×11.0㎡以上の広さを有すること(内法による測定)。 ① 6畳又は8畳の独立した部屋であること。 ② 押入を設置すること。	→ 在宅介護を想定した適切な実習が可能であれば独立した部屋、押入を設けなくてもよい。	第5条第12号		適 適 適
(3) 入浴実習室 ・面積 ・備品	○ 入浴実習室の面積は、同時に授業を受ける学生等数×1.65㎡以上(内法による測定)であること。 ① 家庭浴槽 ② 給排水設備 ③ シャワー設備		第5条第12号		適 適 適 適
(4) 家政実習室 ・面積 ・備品	○ 家政実習室の面積は、同時に授業を受ける学生等数×1.65㎡以上(内法による測定)であること。 ① 調理設備(同時に授業を受ける学生等数/6) ② 裁縫作業台(調理設備と同数以上)	→ 調理実習室と裁縫作業室を別個に設ける場合は、それぞれ面積基準を満たしていること。 → 調理設備との兼用も可。	第5条第12号		適 適 適
(5) 図書室 ・備品 ・図書	① 閲覧スペースと閲覧設備(机、椅子等)を有すること。 ② 図書室の蔵書以外にも、学習に必要な文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備すること。 ① 指定規則別表に掲げる教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えること。 ② 学生の希望を勘案し、定期的に補充又は更新し、充実を図ること。	→ 特に領域「介護」に関する図書の充実を図ること。	第5条第13号	■備品目録 ■図書目録	適 適 適 適

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否	
(6) その他	○ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備を設けるのが望ましい。				有	
(7) 教育用機械器具等			第5条第13号	■ 機械器具目録		
	品名	数量	備考		当該校の状況	
	① 実習用「人形」	2体以上	→ 体位変換、清拭等介護実習に適したものの。		2体	適
	② 人体骨格模型	1体以上			2体	適
	③ 成人用ベッド	同時に授業を受ける生徒数/5以上	→ ギャッジベッドを含み、手すりを備えたものの。		生徒数: 3 ベッド数: 8 (生徒: /5) ≤ ベッド	適
	④ 移動用リフト	1台以上	→ 床走行式、固定式、据置式のいずれも可。		1台	適
	⑤ スライディングボード又はスライディングマット	適当数			1台	適
	⑥ 車いす	同時に授業を受ける生徒数/5以上			生徒数: 3 車椅子数: 5 (生徒: /5) ≤ 車椅子	適
	⑦ 簡易浴槽	1槽以上	→ 移動できるもので、浴槽が硬質のもの。		1槽	適
	⑧ ストレッチャー	2個以上			4個	適
	⑨ 排せつ用具	適当数	→ ポータブルトイレ、尿器等。		8個	適
	⑩ 歩行補助つえ	適当数			4本	適
	⑪ 盲人安全つえ	適当数	→ 普通用と携帯用のいずれも。		2本	適
	⑫ 視聴覚機器	適当数	→ テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクタ等。		3器	適
	⑬ 障害者用調理器具・食器	適当数			8式	適
	⑭ 和式布団一式	1式以上			2式	適
	⑮ 吸引装置一式	適当数			4式	適
	⑯ 経管栄養用具一式	適当数			4式	適
	⑰ 処置台又はワゴン	適当数	→ 代替する機能を有する床頭台等でも差し支えない。		8台	適
	⑱ 吸引訓練モデル	適当数			4体	適
	⑲ 経管栄養訓練モデル	適当数			4体	適
	⑳ 心肺蘇生訓練用器材一式	適当数		4体	適	
	㉑ 人体解剖模型	1体以上	→ 全身模型とし、分解数は問わない。	2体	適	
	* 養成施設の適切な管理の下、当該養成施設に常時備え置かれている場合であって、授業運営上必要になったときに随時使用できる場合には、レンタル又はリース等であっても差し支えない。					

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否
(2) 専任教員	① 原則として、教員は1つの介護福祉士養成施設に限り、専任教員となるものであること。	→ 介護福祉士養成施設に2以上の課程がある場合は、1の課程に限り、専任教員となるものであること。			適
	② 専任教員は、次のうちいずれかであること。 ア 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者 イ 大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者 ウ 専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し3年以上の経験を有する者		第5条第5号 イ ロ ハ		適
	③ 専任教員のうち1人は、すべての領域に関する教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、介護教員講習会を修了した者であつて、介護福祉士養成施設の専任教員として3年以上の経験を有する者であること。	→ 1の専任教員が④から⑥までの要件をすべて満たしていれば、教育編成主任は1人でよい。	第5条第6号		適
	④ 領域「人間と社会」を教授する専任教員のうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし、次のいずれかに該当する者であること。 ア ②のアに該当する者であつて介護教員講習会を修了した者 イ ②のイ又はウに該当する者		第5条第7号		適
	⑤ 領域「介護」を教授する専任教員は、介護教員講習会を修了した者であること。		第5条第8号		適
	⑥ 領域「介護」を教授する専任教員は、介護教員講習会を修了した者であるとともに、そのうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし、介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。		第5条第8号		適
	⑦ 領域「こころとからだのしくみ」を教授する専任教員のうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であつて介護教員講習会を修了した者であること。		第5条第9号		適
(3) 医療的ケアを教授する教員	○ 医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であつて、医療的ケア教員講習会を修了した者であること。		第5条第9号の2		適
(4) その他の教員	○ 教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者。				適

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否																																																																																				
7 教育に関する事項 指針別添2-I-8	① 教育内容が下表の内容以上であること。	当該校の状況	第5条第3号 別表第4	<ul style="list-style-type: none"> ■シラバス ■学習進度表 ■時間割 ■出席簿 ■実習施設出勤簿 ■教務日誌 ■出勤簿 	適																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域</th> <th rowspan="2">教育内容</th> <th colspan="3">時間数</th> </tr> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">人間と社会</td> <td>人間の尊厳と自立</td> <td>30以上</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>人間関係とコミュニケーション</td> <td>30以上</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>社会の理解</td> <td>60以上</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>人間と社会に関する選択科目</td> <td>—</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>240</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">介護</td> <td>介護の基本</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション技術</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>生活支援技術</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>介護過程</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>介護総合演習</td> <td>120</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>介護実習</td> <td>450</td> <td>270</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,260</td> <td>1,020</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">しくらぐみ</td> <td>発達と老化の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>認知症の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>障害の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>こころからだのしくみ</td> <td>120</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>300</td> <td>150</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,850</td> <td>1,170</td> <td>1,220</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					領域	教育内容	時間数			ア	イ	ウ	人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上			人間関係とコミュニケーション	30以上			社会の理解	60以上		15	人間と社会に関する選択科目	—			小計	240		15	介護	介護の基本	180	180	180	コミュニケーション技術	60	60	60	生活支援技術	300	300	300	介護過程	150	150	150	介護総合演習	120	60	60	介護実習	450	270	210	小計	1,260	1,020	960	しくらぐみ	発達と老化の理解	60	30	30	認知症の理解	60	30	60	障害の理解	60	30	30	こころからだのしくみ	120	60	60	小計	300	150	180	医療的ケア	50	50	50	合計
領域	教育内容	時間数																																																																																							
		ア	イ	ウ																																																																																					
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上																																																																																							
	人間関係とコミュニケーション	30以上																																																																																							
	社会の理解	60以上		15																																																																																					
	人間と社会に関する選択科目	—																																																																																							
	小計	240		15																																																																																					
介護	介護の基本	180	180	180																																																																																					
	コミュニケーション技術	60	60	60																																																																																					
	生活支援技術	300	300	300																																																																																					
	介護過程	150	150	150																																																																																					
	介護総合演習	120	60	60																																																																																					
	介護実習	450	270	210																																																																																					
	小計	1,260	1,020	960																																																																																					
しくらぐみ	発達と老化の理解	60	30	30																																																																																					
	認知症の理解	60	30	60																																																																																					
	障害の理解	60	30	30																																																																																					
	こころからだのしくみ	120	60	60																																																																																					
	小計	300	150	180																																																																																					
医療的ケア	50	50	50																																																																																						
合計	1,850	1,170	1,220																																																																																						
② 教育内容ごとに、科目編成を行うとともに、教育内容に係る教育に含むべき事項がすべて含まれていること。	<p>ただし、1の教育内容に複数の科目を設定する場合、1の科目に少なくとも1以上の教育に含むべき事項が含まれ、かつ、当該教育内容に係る全科目をとおして教育に含むべき事項がすべて含まれていること。</p>	<p>合同授業</p> <p>→ 介護福祉士養成施設が複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設の課程間において同時に授業を行うことをいう。</p> <p>合併授業</p> <p>→ 介護福祉士養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■履歴書 ■資格証 ■従事証明書 	適																																																																																				
③ 人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような科目の設定又はその内容に配慮すること。																																																																																									
④ 合同授業又は合併授業については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいて行って差し支えないこと。	<p>ただし、演習や実習による合併授業は認められない。</p>				適																																																																																				
※ 合同授業又は合併授業を行う科目については、当該科目を履修する学生が多くなることから、履修の認定に必要な出席時間数の把握に十分留意すること。																																																																																									
8 実習に関する事項 指針別添2-I-9																																																																																									
(1) 実習施設	<p>① 介護実習は、次に掲げる内容の実習により構成されること。</p> <p>ア 介護実習Ⅰ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習施設等 人員の配置において介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たすもの ・ 実習指導者 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者 <p>イ 介護実習Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護実習の総時間数の3分の1以上であること。 ア 実習指導マニュアルが整備され、介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること イ 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。 	<p>合同授業</p> <p>→ 介護福祉士養成施設が複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設の課程間において同時に授業を行うことをいう。</p> <p>合併授業</p> <p>→ 介護福祉士養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。</p>	第5条第14号	<ul style="list-style-type: none"> ■履歴書 ■資格証 ■従事証明書 	<p>イ</p> <p>ロ</p> <p>→ 常勤の介護職員のうち介護福祉士の人数が3割以上であれば満たすものであること。</p>	適																																																																																			
					適																																																																																				
					適																																																																																				
					適																																																																																				

事項	細部事項	備考	省令※	確認書類(例示)	適・否
10 運営に関する事項 指針別添2-I-11	① 専任の事務職員を有すること。 ② 管理及び維持管理の方法が確実であること。 ③ 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。 ④ 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。 ⑤ 入学金、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。 ⑥ 令第5条の報告は遅滞なく行うこと。		第5条第16号 第5条第17号	■職員名簿 ■職員配置図 ■就業規則 ■各種規則 ■会計帳簿等 ■会計帳簿等	適 適 適 適 適 適

※ 「省令」は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）である。